



## Symantec PKI BMS Certificate 依拠当事者規約

Symantec Corporation(注)(以下「シマンテック」といいます)の「Symantec PKI BMS Certificate」(Symantec PKI BMS Server Certificate および Symantec PKI BMS Client Certificate の総称を指し、以下「証明書」といいます)に関するサービス(以下「本サービス」といいます)において発行される証明書の有効性を検証する前、シマンテックが提供する証明書の失効およびその他の情報に関するデータベースもしくはシマンテックが発行した証明書失効リスト(以下「CRL」といいます)にアクセス、または使用する前に、依拠当事者の皆様は本規約を必ずお読みください。本規約に同意できない場合、照会の提出および CRL のダウンロード、リポジトリへのアクセスまたは使用することはできません。本規約への同意を条件として、本規約に従って証明書情報を使用することを許諾されます。

(注)「Symantec Corporation」は、米国デラウェア州法人であり、アメリカ合衆国 94043 カリフォルニア州マウンテンビュー、エリストリート(350 Ellis Street, Mountain View, California)に主たる事業所を有する Symantec Corporation 及びその完全子会社(株式会社シマンテックを含む)を意味する。

### 第1条 背景

本規約は、証明書を検索するために照会を提出するとき、もしくは CRL をダウンロードすることにより証明書中に含まれる公開鍵に対応する秘密鍵で生成されたデジタル署名を検証するために照会を提出するとき、またはリポジトリ、シマンテックのウェブサイトもしくは CRL が提供する情報・サービスを利用しまたはこれらに依拠するときに効力を生じます。本サービスにおいて効力を有する依拠当事者規約は次のサイトにて閲覧することができます。

- <https://www.symantec.com/about/profile/policies/repository.jsp>

なお、本サービスは、以下の文書の適用範囲外です。

- シマンテックの規定する「Symantec Trust Network Certificate Policies」
- 株式会社シマンテックの規定する「株式会社シマンテック認証業務運用規程(Certificate Practice Statement)」

### 第2条 定義

本規約で使われている用語は特に規定されていない限り、以下の意味を有するものとします。

- 「証明書」(Certificate)とは、少なくとも、認証局の名称を記載しまたは認証局を識別し、利用



者を識別し、利用者の公開鍵を含み、証明書の実効期間を識別し、証明書のシリアル・ナンバーを含み、これに認証局がデジタル署名したメッセージで、シマンテックにより認証された情報を含みます。

- 「証明書申請者」(Certificate Applicant)とは、認証機関に対して証明書の発行を要求する個人または法人を意味します。
- 「認証機関」(Certification Authority)とは、本サービスで証明書を発行、管理、取り消し、および更新する権限を付与された機関を意味します。
- 「CPS」(Certification Practice Statement)とは、シマンテックが証明書申請の承認または拒絶、証明書を発行、管理および失効をする際に採用する運用手続きを規定した文書で、<https://www.symantec.com/about/profile/policies/repository.jsp> から入手可能な、「Symantec PKI BMS Certificate 認証局認証業務運用規程」をいい、適宜修正されることがあります。
- 「確認を実施しない利用者情報」(Non-verified Subscriber Information)とは、証明書申請者から認証機関または登録機関に対し送信された情報で、証明書に含まれるが認証機関または登録機関により確認されていない情報を意味します。当該認証機関および登録機関は、当該情報が証明書申請者から送信されたものであるという事実以外には何らの保証も行いません。
- 「依拠当事者」(Relying Party)とは、本規約に従い CRL 等を利用するユーザで、証明書またはデジタル署名に依拠して行為する個人または法人を意味します。
- 「リポジトリ」(Repository)とは、CPS、契約書、ホワイトペーパーおよび CRL 等を公開するシマンテックのウェブサイトの一部で、依拠当事者および利用者がシマンテックの資料のコピーを入手することができます。
- 「利用者」(Subscriber)とは、個人または法人等の証明書の対象で、証明書の発行を受け、かつ、発行時に証明書に記載された公開鍵に対応する秘密鍵を使用することができ、また、利用する権限があるものを意味します。
- 「利用規約」(Subscriber Agreement)とは、認証機関または登録機関により利用される規約で、個人または法人が利用者として行動するための諸条件を規定します。
- 「電子データ」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の様に供されるものをいいます)された情報を意味します。

### 第3条 情報に基づく判断

依拠当事者は、以下の事項について同意します。



- i. 証明書に含まれる情報に依拠するかどうかを選択するにあたり、その範囲を確実に決定するための、十分な情報へのアクセスを有していることを確認し、これに同意します。
- ii. 依拠当事者はリポジトリの利用、CRL の利用が本規約ならびに CPS に従うことを確認し、これに同意します。
- iii. 依拠当事者は、証明書中の情報に依拠するかどうかを決定する責任を単独で負うものとします。
- iv. さらに依拠当事者は、本規約に定める依拠当事者の義務を負うことを怠った結果についての法的責任を負うことを確認し、これに同意します。

#### 第4条 証明書

本規約に従い依拠の対象となる証明書は、Symantec PKI BMS Certificate 認証局において発行されます。シマンテックは、本規約第2条に示す CPS で定められた証明書の利用範囲および認証基準を満たしている利用者に対して証明書を発行します。

本サービスにより発行される証明書の利用用途は以下の用途で利用することができます。

##### (1) 法人の従業者(役員、社員、契約社員等を含む)の証明書

- GDS または EDI での利用を目的とした、メッセージの電子署名および暗号化
- GDS または EDI での利用を目的とした、SSL クライアント認証

##### (2) 法人が所有するサーバまたはシステムの証明書

- GDS または EDI での利用を目的とし、当該サーバまたはシステムにおける SSL サーバ認証および暗号化

##### (3) 個人事業主の証明書

- GDS または EDI での利用を目的とした、メッセージの電子署名および暗号化
- GDS または EDI での利用を目的とした、SSL クライアント認証

##### (4) 個人事業主が所有するサーバまたはシステムの証明書

- GDS または EDI での利用を目的とし、当該サーバまたはシステムにおける SSL サーバ認証および暗号化

#### 第5条 依拠当事者の義務

依拠当事者は、以下に定める方法により証明書情報に依拠することの合理性を確認する義務を負います。



- i. 与えられた目的のために証明書を使用することが適当であるか否かを独立に評価した上で、証明書が実際に適切な目的に使用されるものであるか否かを決定すること。
- ii. デジタル署名の検証またはその他の暗号に関連する操作に関連して証明書に依拠するための条件として、適切なソフトウェアおよびハードウェアを利用すること。
- iii. 証明書チェーンを特定すること、当該証明書チェーンの中のすべての証明書のデジタル署名を検証することを含む。依拠当事者はそれらの検証手続きが成功しない限り、証明書に依拠しないことに同意する。
- iv. 証明書チェーン中のすべての証明書と同様に、依拠当事者が依拠することを希望する証明書のステータスを確認すること。もし、証明書チェーン中のいずれかの証明書が失効している場合、依拠当事者は利用者の証明書その他証明書チェーン中の失効した証明書に関し、依拠しないことに同意する。
- v. 前述のすべての確認が成功した場合に、依拠当事者は証明書に依拠することができるが、当該証明書への依拠は、具体的状況および本規約第3条に基づき合理的なものであること。具体的状況により追加の保証が必要と認められる場合には、依拠当事者は依拠することが合理的とみなされるために必要な追加の保証を得なければならない。
- vi. 依拠当事者が利用者でもある場合は、依拠当事者は関連する利用規約に拘束されることに同意する。

## 第6条 使用期限

Symantec PKI BMS Certificate 認証局から発行される証明書は、危険な環境下における制御装置、機能停止が直接に死亡、身体障害、または深刻な環境破壊をもたらすフェイル・セーフ機能を必要とする核施設、航空・通信システム、航空管理、兵器管理システム等での利用または再販用に設計されているものでも、意図されているものでも、また認められているものでもありません。シマンテックは証明書の使用の適切性を評価する責任を負わないものとします。依拠当事者は、証明書を本規約に定める制限を越えて利用し、または依拠しないことに同意します。

## 第7条 セキュリティの危殆化

依拠当事者はシマンテックの書面による事前の承認がない限り、本サービスの技術的な実装について調査し、妨害し、またはリバースエンジニアリングを行ってはならないこと、ならびに依拠当事者が本サービスのセキュリティを危殆化させるような行為を意図的に行わないことに同意します。

## 第8条 シマンテックの保証

シマンテックは証明書に合理的に依拠する依拠当事者に対し、以下のことを保証します。



- i. 証明書に含まれ、または引用することにより当該証明書の一部となるすべての情報が、証明書発行時において確認を実施しない利用者情報を除き、正確であること。
- ii. リポジトリに公表されている証明書は、当該証明書において利用者と表記される個人または法人または装置に対して発行されたこと。
- iii. 証明書は、シマンテックの CPS を実質的に遵守して発行されたこと。

### 第9条 保証の否認

依拠当事者は、本サービスを自己の責任において利用することに同意します。さらに、依拠当事者は、本規約に特段の定めがない限り、シマンテックのサービスがすべて「現状有姿」で提供されることに同意します。シマンテックは、明示であるか黙示であるかを問わず、商品性、特定目的の適合性および第三者の権利を侵害していないことの保証を含め、その他いかなる保証も行いません。本規約に定める保証を除き、シマンテックは、提供するサービスが依拠当事者の要件を満たし、そのサービスが中断せず、時宜にかなない、安全または障害が発生しないことを保証せず、そのサービスを利用することにより生じうる結果、またはシマンテックのサービスを利用して取得する情報の正確性・信頼性についても保証しません。依拠当事者は、シマンテックのサービスを利用して、資料またはデータをダウンロードなどの方法により取得する場合、自らの判断でこれを行うことを了解し、同意します。依拠当事者が本サービスを利用して取得したいかなる助言または情報も、それが口頭であるか書面であるかを問わず、本規約において明示的に定められているものを除き、いかなる保証もなされるものではなく、依拠当事者はそのような助言または情報について、自己の判断により依拠するものとします。シマンテックは依拠当事者が第三者から購入する製品・サービスにつき、責任を一切負担しません。

### 第10条 免責

依拠当事者は、シマンテックおよびシマンテックの請負業者、代理人、従業員、役員、取締役、株主、関連会社および譲渡人を、次の事項に関連して発生する責任、請求、損害、費用（合理的な弁護士費用を含みます）から免責するものとします。

- i. 依拠当事者としての義務の履行を怠った場合、
- ii. 依拠当事者による証明書の依拠が特定の状況下において合理的でない場合、
- iii. 依拠当事者が依拠しようとする証明書につき、有効期間が満了し、または取り消されているか否かを決定するために証明書ステータスを確認するのを怠った場合。

シマンテックは、これらの申し立てがあった場合、依拠当事者に速やかに通知し、依拠当事者は



申し立ての防御(和解を含みます)に関するすべての責任を負うものとします。依頼当事者が本サービスを利用することに関して第三者から何等かの申し立てを受けた場合、シマンテックは当該申し立ての防御に参加することができます。この場合シマンテックの弁護士費用は、依頼当事者の負担とします。依頼当事者は、単独ですべての申し立てからシマンテックを防御する責任を負います。但し申し立てられた事項の解決についてはシマンテックの事前の同意書が必要です。本条の定めは、本規約の解除または取り消し後も持続します。

#### **第11条 責任の制限**

本条は、契約(保証違反を含みます)、不法行為(過失および厳格責任を含みます)その他の法律上の請求に基づく責任に適用されます。

依頼当事者が本規約に関し、請求、訴訟、仲裁その他の法的手続きを開始した場合、適用される法律が認める範囲で、シマンテックは、(i)逸失利益、取引、契約、売上げもしくは見込まれた節約額の損失、または(ii)間接損害または結果的損害に対し、責任を負わないものとします。

シマンテックの過失を起因とする人に対する傷害もしくは死亡、または法令(強行法規を含みます)により排除できない責任に対するシマンテックの賠償責任に関しては、本条の定めによる制限はありません。法令により責任の制限の排除が認められない場合は、本条の制限の一部が依頼当事者に適用されない場合があります。

#### **第12条 不可抗力**

本規約に定める支払いおよび補償の義務を除き、地震、洪水、火災、暴風、天変地異、戦争、武力衝突、テロ、ストライキ、ロックアウト、ボイコットにより、本規約に定める義務の履行が停止、中断または遅延した場合、何れの当事者も本規約の不履行とはみなされず、これによる責任を他の当事者に対し負いません。但し、上記の不可抗力事由により影響を受けた当事者は、(i)他の当事者に速やかにその事実を書面で通知し(但し、いかなる場合でも当該事実の発生を発見してから5日以内)、(ii)通知された不可抗力事由の影響を緩和するために、その状況において合理的に必要とされる相当な措置をすべて講じなければなりません。さらに、本条に定める不可抗力事由が合計で30日間を超えて継続した場合、他の当事者は、本規約を直ちに解除することができます。

#### **第13条 分離可能性**

依頼当事者は、本規約の条項が分離可能であることに合意します。本規約のいずれかの条項の全部または一部が、無効または執行不能であると判示された場合、当該条項は、本規約の残りの条項に影響を与えず、これらの条項は有効に存続します。この場合、本規約は、本規約を執行可能かつ有効にするために必要な範囲において、また適用される法律が認める範囲で、両当事



者の当初の意図に合致するように変更されたものとみなされます。

#### **第14条 準拠法**

依拠当事者とシマンテックは、本規約が、すべての点において日本法に準拠し、解釈されることに合意します。

#### **第15条 紛争解決**

本規約のいずれかの事項にかかわる紛争を解決する場合、法的措置を講じる前に、依拠当事者は、シマンテックその他の紛争にかかわる当事者に通知して、当事者間で紛争の解決を求めなければなりません。紛争が最初の通知から 60 日以内に解決できなかった場合、当該紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第16条 有効性**

本規約は、依拠当事者が証明書の依拠し、シマンテックの CRL 情報に関するデータベースにアクセスまたはこれを利用する場合に限り、有効なものとします。

#### **第17条 譲渡禁止**

依拠当事者は、本規約に別段定めがない限り、本規約に基づく権利を譲渡または移転してはなりません。それに従わない場合、シマンテックは、任意に本規約を解除することができます。ただし、シマンテックは、シマンテックを直接もしくは間接的に支配する組織、シマンテックが直接もしくは間接的に支配する組織、またはシマンテックが共通して支配する組織に、本規約の定める義務を譲渡および委託することができます。

#### **第18条 通知**

依拠当事者が、シマンテックに本規約に関する通知を行う場合は、書面により以下の住所宛てに送付されるものとします。

株式会社シマンテック 法務部宛  
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44

#### **第19条 完全なる合意**

本規約は、シマンテックと依拠当事者との間で意図された取引にかかわる完全なる了解および合意を構成し、口頭・書面を問わず、本規約の主要な事項に関しシマンテックと依拠当事者との間でなされた過去および現在のすべての表明、了解、合意または連絡事項に優先します。いずれの当事者も、本規約に明示的に定められていない保証または表明に依拠してはなりません。条項の



見出しは、参照の便宜のためだけに挿入され、本規約の一部を構成するものでも、その解釈に影響を与えるものでもありません。